

県南広域振興局長告示第 195 号

介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 133 条第 1 項の規定により、指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業所の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成 19 年 9 月 7 日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

介護保険事業所番号	事業所の名称		事業所の所在地	変更年月日
	変更前	変更後		
0370400277	岩手クリニック清和苑指定居宅介護支援事業所	清和苑指定居宅介護支援事業所	奥州市水沢区東大通り一丁目 5 番 30 号	平成 19 年 9 月 1 日